

住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集について

令和 3 年 7 月 6 日
観光庁 観光産業課
厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生課

個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。通称：マイナンバーカード）については、従来より本人確認のために用いる顔写真付き身分証明書として利用可能であるとされているところ、政府として、行政手続における本人確認書類としても利用可能であることを明確化し、個人番号カードの利用を促進する必要があることから、住宅宿泊事業法施行規則（平成 29 年厚生労働省・国土交通省令第 2 号）について、所要の改正を行うことを予定しています。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象
住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令案（概要）
2. 資料入手方法
電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、観光庁観光産業課において資料を配布します。
3. 意見募集期間
令和 3 年 7 月 6 日（火）から令和 3 年 8 月 4 日（水）まで（必着）
4. 意見の提出先・提出方法
意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。
なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。
①電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）
電子メールアドレス：hqt-barrierfree@gxb.mlit.go.jp
②郵送の場合
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-2
国土交通省観光庁観光産業課 意見募集担当 まで
5. 留意事項
提出していただく御意見は日本語に限ります。氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。
住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
6. お問い合わせ先
国土交通省観光庁観光産業課 意見募集担当
電話番号 03-5253-8330

(意見提出様式)

国土交通省観光庁観光産業課 意見募集担当 あて

住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見

1. 氏名

2. 住所

3. 電話番号

4. 電子メールアドレス

5. 意見

(該当箇所)

(意見)